

官報

号外

平成十四年四月二日

○第百五十四回 衆議院會議録 第十九号

平成十四年四月二日(火曜日)

議事日程 第十二号

午後一時開議

- 第一 国土交通省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 国土交通省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
- 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

- 日程第一 国土交通省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、国土交通省設置法の一部を改正する法律案、日程第二、平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長久保哲司君。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(久保哲司君登壇)

○久保哲司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国土交通省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地方運輸行政の総合的展開を図る等のため、地方運輸局の陸運支局及び海運支局を統合して運輸支局を設置すること等とすること、地方運輸局の海運監理部を運輸監理部とすること等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

本案は、多極分散型国土形成促進法等に基づき、平成十四年度において主たる事務所を東京都区部から移転する、日本原子力研究所、宇宙開発事業団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、運輸施設整備事業団及び都市基盤整備公団の六特殊法人について、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改正しようとするものであります。

両案は、去る三月二十七日日本委員会に付託され、二十九日扇国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入りました。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案につきましては、地方運輸行政の総合的展開の具体策、地域に密着した行政サービスの確保策等について、平成十四年度における特殊法人の主たる事

務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案につきましては、国の行政機関等の移転を図る施策の今日的意義、特殊法人改革との整合性等について議論が行われました。

両案は、同日質疑を終了し、国土交通省設置法の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、また、平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案につきましては、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣 森山眞弓君。

(国務大臣森山眞弓君登壇)

○国務大臣(森山眞弓君) 最初に、商法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近の社会経済情勢の変化に伴い、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、会社の機関関係を中心に、会社法制度の全般にわたり、商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正しようとするものであります。その要点は、次のとおりであります。

第一に、会社の機関関係では、まず、大規模株式会社につきまして、監督と執行を分離した委員会等設置会社の制度の選択を可能とすることとなっております。この制度におきましては、取締役会の中に、メンバーの過半数を社外取締役とする指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三委員会を設けて、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行を担当する執行役を設け、取締役会が執行役に対して決議事項を大幅に委任することができるようになり、機動的な業務決定を可能としております。

また、従来型の大規模株式会社につきましても、機動的な業務決定を可能とするため、社外取締役を選任している場合には、取締役会が、その中に取締役三人以上で組織する重要財産委員会を設け、これに重要な財産の処分や多額の借財等についての決定権限を委任することができるようになることとしております。

さらに、株主総会の手続につきまして、議決権を有するすべての株主の同意がある場合には、招集手続を省略することができるようになり、また、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社については、定款により、招集通知の発出から総会期日までの期間を一週間を限度として短縮することができるようになるなど、その簡素化、合理化を図ることとしております。

また、定款変更等の場合に必要となる株主総会の特別決議の定足数について、個人株主など議決権を行使しない株主が増加している反面で、安定株主が減少している状況にかんがみ、その下限を定款により議決権総数の三分の一まで緩和することを許容することとしております。

第二に、株式関係では、まず、一定の株主が議決権の比率にかかわらず一定の数の取締役または監査役を確実に選任することができるようになり、ジョイントベンチャーとして合併会社を設立することや、ベンチャーキャピタルによるベンチャー企業への投資を行いやすくする観点から、取締役または監査役の選任を種類株主ごとに行うこととなる株式の発行を可能とすることとしております。

また、株券を喪失した株主が発行会社に喪失登録をする制度を創設し、喪失株券の再発行のための手続を整備することとしております。この新たな手続は、裁判所に公示催告手続の申し立てをすることを要しない簡便な手続で、かつ、名義書きかえ制度との連携を図ることによって、喪失株券の善意取得者の正当な利益も十分に確保されるものであります。

第三に、会社の計算関係では、まず、大規模会社につきまして、株主への情報開示の充実を図るため、連結計算書類の作成と定時株主総会での株主への報告を要求することとしております。

また、会計基準の変更への迅速な対応を可能にし、商法会計と証券取引法会計との整合性を確保し続けるため、財産の価額の評価方法等についての規定を法務省令で定めることとしております。

このほか、現物出資等の際の検査役調査にかかわるものとして、弁護士等の専門家による財産の価格の証明制度を拡充することなどの措置も講ずることとしております。

続いて、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきましては、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法はか百一の関係法律について、規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。以上が、これら法律案の趣旨でございます。(拍手)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。山村健君。

(山村健君登壇)

○山村健君 民主党の山村健です。

ただいま議題となりました商法等の一部を改正する法律案並びに同法施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して質問させていただきます。(拍手) 基本六法をなすこの商法は、御承知のとおり、百三年前の明治三十二年に制定された法律です。以降、時代に合わせて進化し、改正を繰り返してきた、商いのルールを定めた基本的な法律で、昨年の秋の臨時国会におきましても、高度情報化社会に対応すべく改正されたばかりです。

なぜこれほどまで頻繁に改正を繰り返すのかと問われたら、生き物である経済の環境の変化が速いからと、答えは簡単です。

それに比べて、この永田町の世界は、余りにも世情の変化に対し鈍感過ぎないか、そう感じております。

一昨日行われました、人口三百四十七万人の日本最大の政令指定都市である横浜市の市長選挙では、古くからの永田町の住人には理解しがたい判定が下されました。候補者の人となりや政策とともに、候補者を取り巻く応援団の属性、姿勢が、御承知のとおり結果としてあらわれました。このことは、特に永田町支配の政治に対して突きつ

けられた、国民からの強いメッセージです。

国民は、一体、どのような政治、制度を望んでいるのか、政党の使命とは何なのか。この議場に、現在四百七十八名すべての議員が、若干の欠席者も見えますが、真摯に受けとめ、自省すべきだと思えます。

そして、速やかに、時代と国民の声を反映する政治体制、選挙制度へと、自身の立場にかかわる法律、制度を改正しなければなりません。特に、小泉総理におかれましては、一年前の気概を思い起こしていただきたく存じます。同時に、私たちが議員も、長く親しんだ永田町の慣習から一刻も早く脱皮し、時代に合った議員として進化していく必要があると思えます。(拍手)

冒頭に生意気な意見を申し上げましたが、本題に入らせていただきます。

今回の商法改正案は、前出のとおり、昨年の秋の改正に続いての改正案ということになります。ということは、とりもなおさず、小泉内閣発足後に改正された法律の重ねての改正案です。関連法案が百二本にも及び、すそ野の広い本改正案は、すなわち、まさに、構造改革を唱えてきた小泉内閣の意志のあらわれと理解しております。

概要は、会社経営に意思決定のスピードを求め、経営責任を明確にする方法として、大規模会社においてアメリカ型の経営手法を取り入れるための措置として改正したと解釈しましたが、なぜ、単純にアメリカ型のシステムへと変更するのか、その根拠を法務大臣にお尋ねいたします。

私見ではございますが、せっかく、今までとは違った委員会制度という経営形態を導入するのであれば、アメリカ型にはない、これからの企業経

営に欠かすことのできない視点として、環境委員会なる機関も日本独自の制度として加えていただきたかったと、残念に思えます。

また、官房長官におかれましては、当法案や昨年のテロ対策特措法等、一連の小泉内閣の姿勢では、すべての領域においてアメリカ追従型と受けとめられるのですが、内閣が進めてみえる改革の後のこの国の形は、弱肉強食型、市場万能主義の、アメリカ型の経済社会を目指しているのですか。内閣の描く将来像を明確にお示しいただきたいと思えます。(拍手)

法務大臣にお尋ねいたします。

この改正案は、資本金五億円以上の大規模会社に対して、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の設置を選択できる制度となっておりますが、選択制ということは、まさしく、一國二制度として中途半端に終わるのではないかと疑問を抱きます。

改革へのスピードが要請されている今日、悠長なことは言っておられません。選択制の後に、二、三年の時を経て完全実施の方向へと進めてはいかがなものでしょうか。

また、本改正案の主眼は、資本金五億円以上といった大規模会社の制度改正に重きが置かれていて感じます。中小規模の会社にも有価証券並みの簡便な株主総会手続を許容する等の改正も盛り込まれてはいますが、重心はあくまでも大規模会社です。

今日まで我が国の経済を支えてきたのは、紛れもなく、勤勉な中小零細事業者と勤労者です。それらの人々に対しては、本改正案は、将来、具体的にどうなっていくのか、明確なイメージが描け

るような制度というものが全く見当たりません。年間三万人を超える自殺者の大半が経営不振や失業といった経済問題に起因したものであるという事実をどう受けとめていらっしゃるのか。

今回の改正案においても、やはり、今までの自由民主党を中心とした政治が、社会的弱者である大企業や業界団体の上層部に厚く、数の上では最大の納税者である、社会的弱者に近い中小零細事業者や勤労者に対しては二の次であるという印象は、全くそのとおりだと思えます。

これらの中小零細事業者や勤労者、社会的弱者の側に立つ人々に、製造業の空洞化対策や雇用対策も含めて、政府としてどのように考えているのか、官房長官にお伺いいたします。

同時に、社会の要求にこたえるためには、商法と同様、民法その他の法律も早急に改正していかなければならないと思うのですが、改革後の社会を見越して、法務省はどのようなビジョン、スケジュールを持っているのか、法務大臣にお尋ねいたします。

また、経済産業大臣には、現在実施しておられる中小零細事業者向けの対策と、これから取り組もうと考えていらっしゃる政策の方針について、お伺いいたします。

あわせて、改革後の日本の中小零細事業者がどのようになっているのか、地方の商店街や下請、孫請の製造業者等の具体的な姿、形をお示しいただきたいのです。

法案に戻って、法務大臣に再びお尋ねします。今回の改正案の中にあります現物出資等の財産価格の証明制度について、「弁護士等」の「等」の部分に含まれている職種の有資格者とその選定基準

はどうなるのか、これも具体的にお願いいたします。

今回の改正案は、日本の商業システムが、アメリカスタンダードをグローバルスタンダードと言いかえて取り入れるという法律ですが、今までよりも時代には合っているとは思いますが、しかし、かつて日本式経営がたたえられ、ジャパニーズ・ナンバーワンと言われる時代もありました。

そんな時代の成功体験に酔いしれ、おごり、いつまでもそのときに得た権益を保持しようとした一部のリーダーたちが、世界の流れ、時代の変化に目もくれず、私腹を肥やすことに執心し、一部の権限を持つ政治家も、政治家としての役割を果たさず、同様に私腹を肥やすことに走った結果が、現在のこの国の姿です。

失われた十年と言われるバブル経済破綻以降今日のまでの期間、今回の商法改正に際し、同改正案の目玉ともいえる執行役の権限と責任を政治の世界にも当てはめ、失われた十年の責任を、民間企業と同様、政治的な執行者であったこの期間の内閣の担当者に責任をとっていただきたいと思えます。

議場にお見えになる多くの当時の指導者と言われる先輩方、まことに申しわけございませんが、政治的な責任をとっていただき、新しい時代を創造できる後進に席を譲っていただけないでしょうか。まさに、政治家の処退はみずから責任によって下していただきたいと願う次第です。

(拍手)

自民党をつぶすと言って政権を担われた総理のもとで、内閣のなめとしての役割、時として外

務大臣の役割まで担われた官房長官には、この政治家の出処進退の問題に関して、現在、マスコミで話題になっていらっしゃる方だけではなく、過去の失政の原因者の方に対しても、どのように考えていらっしゃるのか、明確にお答えいただきたいと思っています。

現在の日本の状況を歴史に重ね合わせてみれば、明治維新直前の徳川時代末期に似ています。二百六十年の長きにわたって政権を維持してきた幕府が、産業革命以降の世界の流れについていけず、維新を唱える地方の下級武士たちを中心とした勢力にその座を譲った時代転換のときと、今日のIT革命、環境との共生、資源循環型社会と言われる時代に、変えると言いつながら変えられず、もとの政官業癒着構造、官僚主導・既得権益維持型のせせ資本主義の体制擁護に方向転換した小泉内閣は、世界の潮流からますます離れてしまい、遠からず政権移譲をしなければならない宿命にあると言えましょう。(拍手)

近代の繁栄の礎を築いた維新の志士たちは、だれもが、当時無名の、名もなき若い下級武士でした。そんな彼らが、政権をとるや否や、瞬く間に日本を世界の一等国に押し上げた事実を、いまだこの議場にいる先輩、同輩の諸氏に再認識していただき、与野党問わず、自身の現在と過去を振り返り、時代とのずれを少しでも感じられた皆さんには深く自身の出処進退を下していただくことが、日本を再生させるための一番の近道であるということをお願いし、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣福田康夫登壇)

○国務大臣(福田康夫君) 山村議員にお答えをします。

まず、目指すべき経済社会についてのお尋ねがございました。

小泉内閣は、我が国が持続的な経済成長を取り戻すためには、構造改革を直ちに断行すべきであるとの考え方のもと、国政に当たってまいりました。

こうした構造改革が目指すものは、我が国の人材、自然、歴史、文化といった多様な資源を生かし、知恵と工夫でそれぞれの能力と個性を発揮できる社会の実現であります。これは、国民がこの国に生きること誇りを持ち、文化芸術等を含め、世界の人々にとっても魅力のある日本の国づくりを進めるものであります。

次に、雇用対策を含めた中小零細企業対策についてのお尋ねがございました。

中小零細企業は、景気の低迷の中、製造業の海外移転等の動きもあり、厳しい状況です。また、雇用情勢も厳しさを増しております。

政府としては、雇用・中小企業に対するセーフティーネット対策に万全を期すとともに、開業、創業や中小企業の新分野進出を積極的に支援して、産業活性化と雇用創出を図ることとしております。

次に、バブル経済破綻後の経済運営とその政治的責任についてお尋ねがございました。

今日、我が国経済が直面している不良債権処理、デフレの克服、規制改革などの課題は、バブルの崩壊とともに、十年も前から盛んに指摘されてきた問題であります。しかしながら、平成元年からの十三年間に、総理大臣が十人も交代しまし

た。確かに、御指摘のような政治的責任はあるものとは考えますが、相次ぐ内閣の交代により、改革の必要性は認識されながら、その持続的な実行が伴わなかったというのが実態であって、改革をなし遂げるために政権の安定がいかに重要であるかということを感じております。

我が国経済は低迷を続けておりますが、これ以上、改革の機会を先延ばしするわけにはいきません。経済の再生のために、今こそ、不退転の決意で、経済財政、行政、社会の各分野における構造改革を断行しなければならぬと考えております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣森山眞弓君登壇)

○国務大臣(森山眞弓君) 山村議員にお答え申し上げます。

まず、今回の商法改正法案においてアメリカ型の経営システムを取り入れる理由についてのお尋ねでございます。

近年、企業活動の国際化が急速に進んでいる中、我が国の企業の競争力を強化するために、取締役会の権限の見直し等により機動的な業務決定を可能とする方策を講じる必要性が高まっております。

また、米国を初めとする先進諸国においては、監督と執行の分離によって取締役会の監督機能の強化を図ることが一般的なことになっております。

そこで、このような手法によって取締役会の監督機能の強化を図りながら、業務執行役員に対する大幅な業務決定権限の委任を可能とする制度を、大規模会社を対象とする選択的な制度といた

しまして提案しているものでございます。

次に、改正法案の委員会等設置会社の制度について、選択制ではなくて、これを義務づける方向で今後さらに検討すべきではないかというお尋ねがございました。

改正法案における委員会等設置会社の制度は、適切な企業統治を実現するための機関のあり方について、会社の選択の幅をふやそうというものであります。これまで我が国の株式会社においてとられてきた監査役制度を否定するものではありません。

監査役制度も数次の改正によりその機能が強化されており、これによっても企業統治の実効性は確保できると考えられますので、現時点においては、この制度を義務づけるということまでは考えておりません。

次に、法務省における民事法制の整備の方向性についてお尋ねでございます。

法務省におきましては、社会経済構造の変革に伴い、経済活動にかかわる民事法制全般の整備が必要であると考えまして、平成十三年四月に、法務大臣を本部長とする経済関係民刑基本法整備推進本部を発足させまして、必要な作業を進めているところでございます。

今回の商法改正の後には、区分所有法、担保・執行法制等につきましての所要の法整備を行う予定であり、また、倒産法制についても、会社更生法、破産法等の全面的見直しに向けて検討を進めているところでございます。

このような経済活動にかかわる民事法制全般の整備におきましては、中小零細事業者や勤労者に与える影響等につきましても、十分な配慮をきめ

細かく行い、関係機関とも十分協議をいたしながら作業を行っていく所存でございます。

次に、現物出資等の財産価格の証明制度に関するお尋ねでございます。

改正法案におきましては、現物出資等の財産価格の証明を行うことができる者といまして、現行法で認められている弁護士に加え、公認会計士及び税理士を追加することとしております。

公認会計士及び税理士を追加いたしましたのは、これらの者は、その職務に付随して財産の評価を行うことが予定されており、その能力から、公正な財産価格の評価を行うことを期待できるという理由とするものでございます。(拍手)

〔国務大臣平沼赳夫君登壇〕

○国務大臣(平沼赳夫君) 山村議員にお答えをさせていただきます。

私に対しては、中小零細企業に対する政策として構造改革後のその姿、こういうお尋ねございました。

現下の厳しい経済情勢の中で、中小零細企業が大変厳しい立場に立っていることは事実であります。

中小零細企業というのは、日本に五百万社あるとされている企業の中で、数の上では九九・七％、また、雇用の七〇％以上を受け持っていただいて、言ってみれば、日本経済の屋台骨を支えていただいている、こう言っても過言ではありません。

そこで、厳しいこの経済情勢の中で、対策としては、幾つか積極的にやらせていただいています。一つは、現下の厳しい金融情勢にかんがみまし

て、従来ありましたセーフティーネット貸し付けあるいはセーフティーネット保証、これを大幅に拡充させていただきました。さらに、実施後なかなか実績が上がってきておりませんけれども、売り掛け債権に着目いたしまして、これを担保として新たな保証制度をつくらせていただき、鋭意努力いたしまして、おかげさまで、最近、その利用実績も上がりつつあるところであります。このことも一生懸命拡充していかなければならない、こう思っております。

また、地域経済というものを活性化させるためには、やはり、地域にインパクトを与える、こういうことが重要だと思っております。その中で地域の産業クラスター計画、これを推進させていただいております。中小零細企業の方々にも参画していただき、こういう形に相なっております。現在、全国十九の地域で百五十の大学が参画していただき、企業もこれからどんどんふえると思っております。三千社の中小企業を含めた企業が参画して、地域経済の活性化、こういう方向で伸びつつあるわけであります。

また、中小零細企業というものが今後この厳しい時代に立ち向かっていく、そのためには、イノベーション、技術革新が必要であります。そういう意味で、政府といたしましては、地域の中小企業に着目して、創造技術に対してインセンティブを与えるような政策もあわせて行わせていただいているところであります。

それからもう一つ、今後の日本の中小企業を活性化してリニューアルしていくためには、新しいいわゆる起業あるいは経営革新が必要なわけであ

りまして、これは両院の御賛同をいただきました。無担保無保証、本人保証なし、こういうことで、新規開業にインセンティブ、あるいは経営革新に力を与える、こういう政策も展開させていただいております。

いずれにいたしましても、この厳しい中で、こういった政策を遂行し、また、小泉内閣が取り組んでいる構造改革を断行した際には、私は、やる気と潜在力のある中小零細企業は相当大きなパワーを発揮していただける、このように思っております。それは下請、孫請も同然だと思っております。また、地域の今非常に沈滞化した商店街、そういったところにも、いわゆる中心市街地活性化事業、そういったものを通じて活力を与えて、そして皆さん方に、やる気があれば必ずできる、こういう一つの姿を現出していきたい、そのために全力を尽くしてまいりたい、このように思っております。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十八分散会

出席国務大臣

法務大臣 森山 眞弓君
経済産業大臣 平沼 赳夫君
国土交通大臣 扇 千景君
国務大臣 福田 康夫君

出席副大臣

法務副大臣 横内 正明君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る三月二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律
恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律
二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律

平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

租税特別措置法等の一部を改正する法律

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

都市再生特別措置法

都市再生特別措置法

沖縄振興特別措置法

官 報 (号 外)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律

国立国会図書館法の一部を改正する法律

一、去る三月二十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(報告書受領)

一、去る三月二十九日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十三年度第三・四半期における国庫の状況
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東チモール選挙監視
国際平和協力業務実施計画の報告書

一、昨一日、内閣から次の報告書を受領した。

第百五十一回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(応召議員)

一、昨一日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

徳島県第一区

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

経済産業委員

辞任

生方 幸夫君
後藤 茂之君

補欠

城島 正光君
後藤 斎君

山田 敏雅君

島 聡君

後藤 斎君

城島 正光君

国土交通委員

辞任

中馬 弘毅君

松岡 利勝君

森田 健作君

伴野 豊君

山岡 賢次君

二階 俊博君

松本 剛明君

浅野 勝人君

金子 恭之君

林 省之介君

加藤 公一君

黄川田 徹君

西川太一郎君

島 聡君

山田 敏雅君

後藤 茂之君

生方 幸夫君

補欠

浅野 勝人君

林 省之介君

金子 恭之君

松本 剛明君

黄川田 徹君

西川太一郎君

加藤 公一君

中馬 弘毅君

森田 健作君

松岡 利勝君

伴野 豊君

山岡 賢次君

二階 俊博君

環境委員

辞任

鮫島 宗明君

中山 義活君

中山 義活君

辞任

桜田 義孝君

日森 文尋君

渡辺 博道君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

日森 文尋君

補欠

中山 義活君

鮫島 宗明君

中山 義活君

補欠

渡辺 博道君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

日森 文尋君

一、昨一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

辞任

日森 文尋君

原 陽子君

環境委員

辞任

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

補欠

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

原 陽子君

矢島 恒夫君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

山口 富男君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

中西 績介君

一、去る三月二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員

辞任

奥田 建君

島 聡君

中西 績介君

山谷えり子君

大石 尚子君

阿部 知子君

平野 博文君

奥田 建君

中西 績介君

阿部 知子君

奥田 建君

中西 績介君

奥田 建君

中西 績介君

奥田 建君

中西 績介君

奥田 建君

中西 績介君

奥田 建君

中西 績介君

奥田 建君

中西 績介君

奥田 建君

中西 績介君

一、去る三月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案提出)

一、去る三月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

平成十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)

平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)

(議案付託)

一、去る三月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)
総務委員会 付託

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る三月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る三月二十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

一、去る三月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

平成十四年度における国民年金法による年金の

類等の改定の特例に関する法律案
自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法案
都市再開発法等の一部を改正する法律案

沖縄振興特別措置法案

一、去る三月二十九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(質問書提出)

一、去る三月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自動車、自動二輪車の盗難防止、被害対策に関する質問主意書(東祥三君提出)

(答弁書受領)

一、去る三月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山田敏雅君提出広島大学附属福山中学校の入試における第二次試験(抽選)の制度の廃止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山内恵子君提出原子力・エネルギー教育支援事業交付金の創設が憲法及び教育基本法に違反する疑いがあることに係る質問に対する答弁書

平成十四年二月二十一日提出
質問 第二一九号

広島大学附属福山中学校の入試における第二次試験(抽選)の制度の廃止に関する質問主意書

提出者 山田 敏雅

広島大学附属福山中学校の入試における第二次試験(抽選)の制度の廃止に関する質問主意書

広島大学附属福山中学校の入試における第二次試験(抽選)の制度は、合理的理由によらず、合否を判別するものであり、幼い受験生を深く傷つけてしまうものと解釈でき、早急な改正が求めらるゝと考えられます。

従って、次の事項について質問致します。

一 広島大学附属福山中学校の入試においては、少なくとも、三十七年前以前から第二次試験(抽選)の制度を採用しています。これは、第一次試験で学力試験を実施し、定員の約一・五から二倍の者を合格者とし、第二次試験として、クジにより最終合格者を決定するものです。

国立中学ゆえに、成績のみで選抜ができないとの事ですが、予め募集要項に告知されているとはいえ、あるいは、受験生自ら引いたクジの結果であるとはいえ、偶然の輸えにより、合否を決定するものであり、合理的理由のないことによる結果を、否が応でも、受け入れざるを得ないという制度は、わずかに十二歳の受験生にとっては、極めて残酷です。

何十年も前に一部の大人が、机上で考えた制度により、多感な時期に遊びたい気持ちを抑制

し、勉強に励んだ子どもたちを、一旦は合格の喜びを与え、もう少しで最終合格という希望をもたせながら、突如として不合理な理由で傷つけてしまう表記制度は、我が国が批准する、子どもの権利条約第三条、公的機関による各種制度は子どもの「最善の利益」のために存在し、運用されなければならない、に明らかに違反しています。

一日も早く、一年でも早く廃止され、不合理な理由で泣かされる子どもたちを、これ以上、増やさないよう、速やかな対応をされたく、希望しますが、この制度を廃止できない理由をできるだけ具体的に回答ください。

内閣衆質一五四第二九号
平成十四年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員山田敏雅君提出広島大学附属福山中学校の入試における第二次試験(抽選)の制度の廃止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山田敏雅君提出広島大学附属福山中学校の入試における第二次試験(抽選)の制度の廃止に関する質問に対する答弁書

国立大学又は国立大学の学部附属して設置される学校(以下「附属学校」という。)は、通常の学校としての教育を行うほか、国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)第二十七条

の規定により、「その附属学校が附属する国立大

学又は学部における児童・生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び当該国立大学又は学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たるものとしてされていることを踏まえ、昭和四十四年十一月六日の教育職員養成審議会の「国立の教員養成大学・学部の附属学校のあり方について（建議）」においては、附属学校の「普通学級は、教育研究および教育実習のいずれの観点からも、教育上特別の取り扱いを必要とする児童・生徒を除き、できる限り素質・能力や家庭環境等が多様な児童・生徒をもって編制するように努める必要がある」と、「入学者選抜にあたっては、まず、素質・能力等の関係で教育上特別な取り扱いを必要とする児童・生徒を除くためのテスト、面接等を行ない、その結果、なお志願者が定員を上回る場合には、抽せんによって合否を決定する」とのめとされた。

された。

文部科学省は、この建議の趣旨に沿って入学者選抜が行われるよう指導しており、これを受け、各附属学校は、その実情に応じて入学者の選抜方法を決めているところ、現在、御指摘の広島大学附属福山中学校を含め、国立大学又は国立大学の学部附属として設置されている中学校のほとんどが、テスト、面接等と抽選の組合せにより入学者選抜を行っている。このような選抜方法は、右に述べた附属学校の役割等に合致した適切なものであると考えている。

なお、附属学校の入学者選抜方法については募集要項等において事前に公表されており、小学校を卒業する見込みの者やその保護者は、これを踏まえて、進学先として入学者選抜方法が異なる国・公・私立のいずれかの中学校を選択すること

が可能であることから、右に述べたような選抜方法を採用することが、児童の権利に関する条約（平成六年条約第一号）第三条の規定又はその趣旨に反するものとは考えていない。

平成十四年二月二十二日提出
質 問 第三 一 号

原子力・エネルギー教育支援事業交付金の創設が憲法及び教育基本法に違反する疑いがあることに關する質問主意書

提出者 山内 恵子

原子力・エネルギー教育支援事業交付金の創設が憲法及び教育基本法に違反する疑いがあることに關する質問主意書

政府は平成十四年度予算において「原子力・エネルギー教育支援事業交付金」の創設を求めているが、これは憲法及び教育基本法に定められた教育を受ける権利及び教育の自由等に違反する疑いがあり、次のとおり質問する。

一 原子力推進政策を学校で宣伝・教育することの是非について

1 憲法第十三条「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」、同第二十三条「学問の自由」及び同第二十六条「教育を受ける権利」は、国家が教育を思想統制の手段として用いることを禁じている。旭川学テ事件最高裁判決でも、「子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法二十六条、

十三条の規定上からも許されない」との判断を示している。文部科学省は、二月十四日衆議院第二議員会館で行われた市民団体への説明の中で、「旭川学テ判決の判例の中に一般に社会的公共的な問題について国民の意思を組織的に決定・実施すべき立場にある国は、

国政の一部としてひろく適正な教育政策を樹立・実施すべく、また、しうる者として、憲法上は、あるいは子ども自身の利益の擁護のため、あるいは子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有しており、前述のような子ども教育内容に対する国の正当な理由に基づく合理的な決定機能を否定するものではないとされておりますので、一般的に許される範囲すなわち、国の正当な理由に基づく合理的な決定権能の範囲であれば許されると考えている」と答弁した。原子力を基軸とするエネルギー政策は普遍的な真理でもなく、争う余地のない科学的真実でもなく、現に国民世論を二分し国民の間で深刻な対立のある政策である。政治・経済の情勢が変わり、また、政権が変われば政策も変わらう。もし、このような特定の政策の推進を子どもに教育することが必要かつ相当と認められる範囲であるとすれば、かつてのような軍国主義教育も許されることになると考えられる。原子力推進教育や軍国主義教育のようにその時々政権担当者から自らの政策を宣伝・教育するために学校教育を利用することは、「必要かつ相当と認められる

範囲」を逸脱し、「一方的な観念を子どもに植え付ける」性格のものであり、憲法の右条項に違反すると思われるが、それに相違ないか。

2 教育基本法第一条には「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と記され、この教育の目的を達成するために、教育基本法第十条には「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」と教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と教育行政のあり方に制限と義務が付けられている。したがって、教育行政において「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」以上に教育内容へ深く介入し、教育委員会や学校に対し、原子力推進政策のように国民を賛成・反対で二分している特定の政策を教育の場で宣伝・教育するよう求めること、及び「諸条件の整備確立」を手段としてこのような特定の政策の宣伝・教育を促すこと、あるいは事実上強制することは、教育への「不当な支配」を行うものであり、教育基本法の右条項に違反すると思われるが、それに相違ないか。

3 小泉政権は前政権に続き、そのエネルギー政策として原子力発電を基幹電源に据え、これを推進している。一昨年十一月に原子力委

員会が策定した原子力開発利用長期計画では、第二部第二章第三項に「原子力に関する教育は、エネルギー、環境、科学技術、放射線等の観点から、体系的かつ総合的にとらえることが重要である。このため、各教科における学習の充実とともに新しい学習指導要領において新設された「総合的な学習の時間」等の活用、教育関係者の原子力に関する正確な資料や情報の提供、教員への研修の充実、さらに、教員が必要な時に適切な情報や教材等が提供されるよう、教員、科学館、博物館、原子力関係機関、学会等を繋ぐネットワークの整備を図ることが重要である。また、原子力やエネルギー問題については、学校のみならず、施設の見学等の体験的な学習や、科学技術に関する理解増進のための方策の一環としての取組を充実させることも重要である。」と記している。原子力委員会は「原子力の研究、開発及び利用に関する国の政策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため」設置され、原子力開発利用長期計画は、原子力を計画的に推進するための計画である。したがって、この計画に記載された「原子力に関する教育」とは原子力推進政策を計画的に進めるための教育にはかならず、「各教科における学習の充実」、「総合的な学習の時間」等の活用、「資料や情報の提供、教員への研修の充実」などは、原子力推進政策を学校において宣伝・教育することを求めるものであり、また、「原子力に関する教育」を「遂行するに必要な諸条件の整備確立」を通じてそれを助長するものである。これは憲法

及び教育基本法の右条項に違反すると考えられるが、それに相違ないか。

4 原子力開発利用長期計画において「原子力に関する教育」が強調されるようになったのは最近のことである。新潟県巻町住民投票での原発立地反対派勝利、芦浜原発立地計画の白紙撤回、高速増殖炉「もんじゅ」ナトリウム漏洩火災事故、MOX燃料ペレットデータねつ造事件と高浜原発でのブルサマー計画中止、JCO臨界事故と作業員二名の被曝死、新潟県刈羽村住民投票でのブルサマー反対派勝利、三重県海山町住民投票での原発誘致反対派勝利など、ここ数年の間の出来事は政府の原子力推進政策が行き詰まり、破綻に瀕していることを示している。とくに、原発立地やプルトニウム利用を推進する政策に対する賛成と反対が争われた住民投票では、政府側の完全敗北に終わっている。このような政府側の劣勢を学校教育を通じて巻き返すために「原子力に関する教育」の重要性が原子力開発利用長期計画で強調され、その具体化が図られようとしている。このような教育を促すことは為政者による教育への「不当な支配」そのものであると考えられるが、それに相違ないか。

5 このような「原子力に関する教育」は旧文部省と旧科学技術庁が文部科学省へ統合されたことにより、強められている。旧科学技術庁は原子力を推進する立場にあり、旧文部省は原子力推進行政が教育へ不当に介入するのを阻止すべき立場にある。この両者が統合されたために、原子力推進行政による教育への不

当な介入を阻止する歯止めがなくなる恐れがある。文部科学省は先の二月十四日の説明で「私ども(科学技術庁と文部省)は統合されまして、それぞれ教育、科学技術・学術、文化・スポーツいろんなものを合わせて振興できる立場の役所になりましたので、融合というか施策の調和を発揮させて統合の効果を上げたいと思っています」と回答したが、このような「融合」は、原子力推進という特定の科学技術政策が文部行政にストレートに反映され、教育への「不当な支配」を促す危険性を高めている。憲法と教育基本法に規定された行政による教育への不当な支配を阻止するためには、文部科学省から原子力推進行政を分離させるべきだと考えるが、どうか。

二 原子力・エネルギー教育支援事業交付金の来年度創設計画について

1 政府は来年度予算に「原子力・エネルギー教育支援事業交付金」の創設を求めている。文部科学省の説明によれば、これは一の三に記載の原子力開発利用長期計画に基づき、その具体化を図るものである。文部科学省は、原子力開発利用長期計画は原子力批判派からも意見を聴いた上で策定されたものだから原子力推進一辺倒ではないとごまかしているが、誰から意見を聴取したかは原子力開発利用長期計画の性格を変えるものではない。また、文部科学省は、「原子力に関する教育」は「エネルギーに関する教育」であり、原子力はその中心であるに過ぎないと弁明しているが、これは詭弁である。原子力開発利用長期計画における「原子力に関する教育」は、原子

力を基幹電源とするエネルギー政策への理解を促すための教育であり、原発立地・プルサーマル計画・高レベル廃棄物埋設処分計画などへの理解を学校で宣伝・教育することを求めるものであり、それ以外のなものではない。

これはすなわち、原子力・エネルギー教育支援事業交付金を創設して、教育への不当な支配を強めようとするものであると考えられるが、それに相違ないか。

文部科学省はまた、原子力・エネルギー教育支援事業交付金の対象事業は「副教材の作成・購入、指導方法の工夫改善のための検討、教員の研修、見学会、講師派遣、等」であり、都道府県教育委員会からの申請を受けて交付するものであり、申請がなければ交付されないから強制ではないとも説明している。これは逆に、申請内容が交付金の趣旨に合致しているかどうかを判断して交付するものであり、申請要件が右の「原子力に関する教育」を推進するものでなければならぬことは明白である。原子力・エネルギー教育支援事業交付金は、まさに、原子力推進政策に沿った交付申請を促し、それに関連した教育を行うことを促すものであると考えるが、それに相違ないか。

2 原子力・エネルギー教育支援事業交付金は、電源開発促進対策特別会計の中の電源立地勘定、電源立地対策費、電源立地等推進対策交付金の一環として計上されている。この特別会計は電源開発促進対策特別会計法第一条第一項に規定されているとおり「電源開発

促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源多様化対策に関する「特別会計」であり、同条第二項には「電源立地対策」とは「発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置」とあると明記され、実際に、原子力施設立地など原子力推進を主たる使途としている。したがって、原子力・エネルギー教育支援事業交付金の性格は、同特別会計の設置目的である電源立地対策に限定されており、原子力施設等の立地を促進することが大前提である。このような予算を交付金としてあれ、学校教育予算として計上することは、教育行政としてふさわしくなく、憲法及び教育基本法の右条項に違反していると考えられるが、それに相違ないか。

原子力・エネルギー教育支援事業交付金は、電源開発促進対策特別会計の中の電源立地勘定、電源立地対策費、電源立地地域における安全対策等の推進に必要な経費の中の「原子力発電施設等が設置されている地域等における放射線監視施設の設置に必要な事業費等に充てるための都道府県等に対する交付金等」に含まれる。原子力・エネルギー教育支援事業交付金は全国の四十七都道府県を対象としているが、この場合の「原子力発電施設等が設置されている地域等」には、従来からの原子力施設の立地市町村及びその隣接・隣隣接市町村の範囲を超え、これら以外の市町村さらには原子力施設が立地されている十八道府県以外の都府県まで含まれることになる。このような電源立地地域以外への適用範囲の一挙拡大は「電源立地地域における」とい

う目的税の使途に反すると考えるが、それに相違ないか。もし、本目的税の使途に合致するといふのであれば、その法的根拠はどこにあるのか、その説明を求める。

また、原子力・エネルギー教育支援事業交付金は「放射線監視施設の設置に必要な事業費等」の一環とされているが、「放射線監視施設の設置」と関係があるとはどういふ考えられない。目的税の中に分類規定された費目と関係のない使途で予算を組むことは目的税本来の趣旨に反すると考えるが、それに相違ないか。

3 文部科学省は、来年度から「総合的な学習の時間」を小・中学校へ導入し、再来年度から高等学校へ広げようとしている。そのため「必要な諸条件の整備確立を行うのである。ば、総合的な学習の時間のための予算を、その趣旨に合せて、一般会計を財源とし、使途を限定せず、広く使えるようにすべきである。原子力・エネルギー教育支援事業交付金は、特定の政策である原子力の推進政策に寄与する教育にのみ予算をつけるものであり、総合学習の時間の趣旨にも反すると考えられるが、それに相違ないか。

4 文部科学省は、「原子力・エネルギー教育支援事業交付金は新学習指導要領に基づいている」とも主張する。しかし、小学校新学習指導要領には「原子力」という用語すら出てこず、中学校では、理科第一分野の「科学技術と人間」の項で「人間が利用しているエネルギーには水力、火力、原子力など様々なものがあることを知るとともに、エネルギーの有

効な利用が大切であることを認識すること。」と記載されているだけである。

高等学校新学習指導要領でも、理科総合Aで「人間生活にかかわりの深い化石燃料、原子力、水力、太陽光などの利用の際見られる現象は、エネルギーという共通概念でとらえられることを理解させる。」「蓄積型の化石燃料と原子力及び非蓄積型の水力、太陽エネルギーなどの特性や有限性及びその利用などについて理解させる。」とされ「多様なエネルギー資源が発電や熱源に利用されていること及び蓄積型のエネルギー資源の成因、分布、埋蔵量の有限性並びにこれらがエネルギーとして利用できる過程についての概略を扱い、環境への配慮が必要であることにも触れること。その際、羅列的な扱いはしないこと。原子力に関連して、天然放射性同位体の存在や α 線、 β 線、 γ 線の性質にも触れること。」とされているのみである。また、物理Ⅱの原子核の項で「放射線及び原子力の利用とその安全性の問題にも触れること。」とされているだけである。

いずれにせよ、原子力の推進もしくは原子力施設の立地を促進するための教育を行うという位置づけは全く与えられていない。万が一、そのような記載が新学習指導要領に含まれるとすれば、それ自身が憲法と教育基本法に違反することになる。したがって、「原子力・エネルギー教育支援事業交付金は新学習指導要領に基づく」との文部科学省の主張は成り立ち得ないと考えられるが、それに相違ないか。

5 財団法人・日本原子力文化振興財団は、日立製作所、三菱重工、三菱電気、日本原子力中央研究所などの協力のもと、「高等学校「総合的な学習の時間」のためのワークシート教材」として「エネルギーと環境」という教員向け冊子を作成し、全国の希望する高校七二八校に対し、昨年四月二十三日付で無料配布した。しかし、この中では、各エネルギー源の長所と短所が記述されているにもかかわらず、チェルノブイリ事故、JCO臨界事故、もんじゅ事故などは取り上げられず、放射線や放射性物質は低線量または微量でも人体に有害であることが全く触れられていない。これは原子力の危険性を意図的に隠し、原子力の利点のみを強調するものである。このようなワークシート教材の作成を文部科学省の予算で委託することは、教育行政としてふさわしくない。それは、教育基本法第一条の教育の目的、とりわけ「真理と正義を愛する」との精神に反し、最高裁判決の禁じた「誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制する」ものであり、「不当な支配」を行うものだと考えられるが、それに相違ないか。旧科学技術庁時代には許されたかも知れないが、このような教育行政上不適な委託は、厳正な教育行政に携わるべき文部科学省としては許されるものではない。即刻中止すべきであると考ええるが、どうか。

6 文部科学省が管轄している全国の大学では「原子力工学科」の看板が降ろされ、原子力研究者は大幅に減少し、大学や企業での原子力

教育は後退の一途をたどっている。他方で、文部科学省は、原子力・エネルギー教育支援事業交付金を創設し、小・中・高等学校に「原子力に関する教育」を押しつけようとしている。これは明らかに、破綻に瀕する原子力推進政策を教育で巻き返そうという本末転倒の反動的な教育行政である。憲法及び教育基本法を遵守し、原子力・エネルギー教育支援事業交付金の創設を断念すべきであると考え、どうか。

教育の場で宣伝・教育するよう求めること、(中略)特定の政策の宣伝・教育を促すこと、あるいは事実上強制すること」が具体的に政府のどのような行為を指すのか必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

するものに関すること等の事務を所掌しても、そのこと自体が教育の場において、原子力政策について一方的な観念を植え付けるような内容の教育を行うことを意味するものではなく、教育への「不当な支配」を促すわけではないと考え、

教育支援交付金は、現在、電源開発促進税の収入を財源として行う「電源立地対策」である「発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置」を定めた電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九年政令第三百四十号)第一条に規定されていないが、予算の執行に先立ち、同令を改正して「電源立地対策」に教育支援交付金の交付を加えることを予定している。教育支援交付金は、全国の都道府県を対象とするものであるが、電源立地地域の住民に限らず広く国民の一人一人がエネルギーや原子力に関する事項について深く理解し、自ら考え、判断する力を有することは、原子力発電施設等の立地の問題についての確に判断するための基礎となること、電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)は、発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置に係る地域について何ら限定を加えておらず、これまでも同令第一条第一項第十六号に基づき、全国を対象に、原子力発電施設等の設置の必要性に関する知識の普及に要する費用に係る委託費の交付を行ってきたことから、全国の都道府県を対象とした教育支援交付金の交付を「電源立地対策」として行うことは、同法の趣旨に反するものではない。

内閣衆質一五四第三号
平成十四年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員山内恵子君提出原子力・エネルギー教育支援事業交付金の創設が憲法及び教育基本法に違反する疑いがあることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山内恵子君提出原子力・エネルギー教育支援事業交付金の創設が憲法及び教育基本法に違反する疑いがあることに関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

一般に、特定の施策が日本国憲法及び教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)に反するかどうかは、当該施策の具体的内容に即して個別に判断されるべきところ、お尋ねの「その時々」の政権担当者が自らの政策を宣伝・教育するために学校教育を利用すること、「特定の政策を

一の3及び4について

御指摘の平成十二年十一月二十四日に原子力委員会が決定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」においては、「原子力に関する教育を、国民の一人一人がエネルギーや原子力に関する事項について理解を深め、自ら考え、判断する力を身に付けるための環境を整備するために必要なものと位置付けているものであり、原子力政策について一方的な観念を植え付けるような内容の教育として記述しているものではない。

一の5について

初等中等教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること等の事務を所掌する文部科学省が、科学技術の総合的な振興を図る観点から、原子力政策のうち科学技術に関

二の2について

教育支援交付金は、二の1について述べた趣旨で交付されるものであり、これを予算に計上し、支出したとしても日本国憲法及び教育基本法に反するものではないと考え、

また、平成十四年度電源開発促進対策特別会計予算において、教育支援交付金が事項「電源立地地域における安全対策等の推進に必要な経費」の説明項目のうち「原子力発電施設等が設置されている地域等における放射線監視施設の設置に必要な事業費等」に充てられているため、都道府県等に対する交付金等に含まれているのは、都道

府県等に対する交付金で安全対策や理解増進を主たる目的とするものについては、すべての説明項目に含めることとしているためであり、御指摘の「放射線監視施設の設置に必要な事業」は、同説明項目に含まれる事業の一例として表記しているにすぎない。

二の3について

教育支援交付金は、各都道府県が学習指導要領の趣旨に沿って主体的に実施するエネルギーや原子力に関する教育に係る取組を国として支援するためのものであり、この教育支援交付金を活用した各都道府県の主体的な取組を各学校でどのように利用するかについては、各学校の判断にゆだねられている。したがって、教育支援交付金は、各学校が地域や学校、児童・生徒の実態等を踏まえ、創意工夫を生かした学習活動を行うという「総合的な学習の時間」の趣旨に反するものではないと考える。

二の4について

学習指導要領が指導事項の一つとしてエネルギーや原子力に関する事項を挙げているのは、社会生活を営む上で、国民の一人一人がエネルギーや原子力に関する事項について理解を深め、自ら考え、判断する力を身に付けることが重要であるためであるところ、教育支援交付金は、このような学習指導要領の趣旨に沿うものである。

二の5について

御指摘の財団法人日本原子力文化振興財団の冊子は、学校関係者や有識者により構成される同財団の高等学校教材開発委員会により執筆されたものと承知している。同冊子は、原子力を

含む多くのエネルギー源のそれぞれの利点と欠点、茨城県那珂郡東海村で発生した臨界事故等の課題を示し、これらについて生徒が自ら調べ考えることができるような構成となっており、また、各学校が必要に応じて関連する題材を選んで活用できるような選択性の高いものである。同冊子を学校教育の場でどのように活用するかについては、各学校の自主的な判断にゆだねられていることから、「誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制する」ものではないと考え

二の6について

教育支援交付金は、各都道府県が学習指導要領の趣旨に沿って主体的に実施するエネルギーや原子力に関する教育に係る取組を国として支援するためのものであり、国民の一人一人がエネルギーや原子力に関する事項について理解を深め、自ら考え、判断する力を身に付けるための教育を進める上で有意義なものであると考える。

(答弁通知書受領)

一、去る三月二十九日、内閣から、衆議院議員小沢和秋君外一名提出九州新幹線工事と第三セクター経営に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年五月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る三月二十九日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人の脱税の実態に関する質問に対して、

質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年四月八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る三月二十九日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出製造物責任(P.L.)法施行にともない設立された裁判外紛争処理(ADR)機関であるいわゆるP.L.センターの中立性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年四月八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案

右

平成十四年二月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

国土交通省設置法の一部を改正する法律案(国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出しを、「運輸監理部」に改め、同条第一項を次のように改める。

地方運輸局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、運輸監理部を置く。

第三十六条第二項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「及び位置」を、「位置及び管轄区域」に改め、同条第三項中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

第三十七条の見出しを、「運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所」に改め、同条第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「陸運支局又は海運支局」を「運輸支局」に改め、同条第二項及び第三項中「陸運支局」を「運輸支局」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「陸運支局又は海運支局」を「地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局」に改め、同項を同条第五項とする。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条ノ四第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「海運支局及其ノ」を「運輸支局及地方運輸局、運輸監理部又はハ運輸支局」に改める。

(船員法の一部改正)

第三条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一百二十一条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「海運支局長」を「運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所」に改める。

第二百二十一条の四第二項中「海運支局長」を「運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所」に改める。

(災害救助法の一部改正)

第四条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「海運監理部長を」運輸監理部長に、「基くを」基づくに改める。

(船舶職業安定法の一部改正)

第五条 船舶職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「海運監理部長を」運輸監理部長に改める。

第十条中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第六条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「陸運支局若しくは陸運支局」を「運輸監理部、運輸支局若しくは地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局」に改める。

(水先法の一部改正)

第七条 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「期間よう船を」期間備船に、「海運監理部長を」運輸監理部長に改める。

第二十六条中「海運監理部、海運支局又は海運支局」を「運輸監理部、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局」に改める。

(造船法の一部改正)

第八条 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「海運監理部長を」運輸監理部長に、「ぎ装品を」ぎ装品に改める。

(火薬類取締法の一部改正)

第九条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項及び第二項中「海運監理部長を」運輸監理部長に改める。

第五十条の見出しを「(保留船等の特則)」に改め、同条第一項中「けい留船を」保留船に、「海運監理部長を」運輸監理部長に改め、同条第二項中「けい留船を」保留船に改める。

(港灣運送事業法の一部改正)

第十条 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

第七条の三の見出しを「(登録の抹消)」に改め、同条中「海運監理部長を」運輸監理部長に、「各号の一を」各号のいずれかに、「まつ消を」抹消に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第十一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「陸運支局長を」運輸監理部長又は運輸支局長に改め、同条第三項中「陸運支局長に」を「運輸監理部長又は運輸支局長に」に、「陸運支局長の」を「運輸監理部長若しくは運輸支局長の」に改め、同条第五項中「陸運支局長を」運輸監理部長又は運輸支局長に改め、同条第六項中「陸運支局長を」運輸監理部長若しくは運輸支局長に改める。

(モーターボート競走法の一部改正)

第十二条 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「海運監理部長を」運輸監理部長に、「行なわせるを」行わせるに改める。

(内航海運業法の一部改正)

第十三条 内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「海運監理部長を」運輸監理部長に、「行なわせるを」行わせるに改める。

(最低賃金法の一部改正)

第十四条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「海運監理部長を」運輸監理部長に、「海運監理部の」を「運輸監理部の」に改める。

(地方行政連絡会議法の一部改正)

第十五条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

(小型船舶業法の一部改正)

第十六条 小型船舶業法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「海運監理部長を」運輸監理部長に、「行なわせるを」行わせるに改める。

(船舶災害防止活動の促進に関する法律の一部改正)

第十七条 船舶災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「海運監理部長を」運輸監理部長に、「海運支局長を」運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第十八条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「海運監理部長を」運輸監理部長に、「行なわせるを」行わせるに改め、同条第二項中「海運支局長を」運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に改める。

(自動車重量税法の一部改正)

第十九条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「若しくは陸運支局長を」運輸監理部長若しくは運輸支局長に改める。

第九条中「陸運支局長を」運輸監理部長若しくは運輸支局長に改める。

第十条中「若しくは陸運支局長を」運輸監理部長若しくは運輸支局長に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第二十条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六條の二第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「海運監理部長を」運輸監理部長に改める。

第七條第一項第一号中「海運監理部長を」運輸監理部長に改める。

(船舶のトン数の測定に関する法律の一部改正)

第二十一条 船舶のトン数の測定に関する法律

(昭和五十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「海運監理部長を「運輸監理部長」に改め、同条第二項中「海運支局長を「運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。

(地域雇用開発促進法の一部改正)

第二十二條 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「海運監理部を「運輸監理部」に改める。

第二十二條第三項中「海運監理部長を「運輸監理部長」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第二十三條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「陸運支局を「運輸監理部及び運輸支局」に改める。

第六十六條第二項中「陸運支局長を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

(小型船舶の登録等に関する法律の一部改正)

第二十四條 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「海運監理部長を「運輸監理部長」に改め、同条第二項中「海運支局長」を「運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正)

第二十五條 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百二二号)の一部を

次のように改正する。

第二十一條第一項及び第四項中「海運監理部長を「運輸監理部長」に改め、同条第五項中「海運監理部長を「運輸監理部長」に、「海運支局長を「運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。

(船舶安全法等の一部改正)

第二十六條 次に掲げる法律の規定中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九條ノ六

二 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第九條

三 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第十條

四 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第四十五條の二第二項

五 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第八條第一項

六 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十七條

七 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第十六條

八 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)第五條

九 倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)第二十六條

十 内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二号)第六十八條

十一 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第九十一條第三項

十二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年

法律第百十三号)第二十七條第一項

十三 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第四十四條

十四 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十六條

十五 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十七條第三項

十六 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十一年法律第九十六号)第六條

十七 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)第十八條及び第二十五條第一項

十八 貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)第五十七條

十九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十條第二項

二十 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)第十四條

(道路運送法等の一部改正)

第二十七條 次に掲げる法律の規定中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第八十八條第三項

二 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第百九号)第七條第二項

三 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)第十七條第二項

四 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第五十四條第二項

五 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第二十三條第二項

六 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二十八條第二項

七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第八十條第三項

(経過措置)

第二十八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十九條 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

地方運輸行政の総合的展開を図る等のため、地方運輸局の陸運支局及び海運支局を統合して運輸支局を設置する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方運輸行政の総合的展開を図る等のため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地方運輸局の陸運支局及び海運支局を統合して運輸支局を設置できること等とする。

2 地方運輸局の海運監理部を運輸監理部とする。

3 この法律は、平成十四年七月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、地方運輸行政の総合的展開を図る等のための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十四年度一般会計予算(国土交通省所管)及び特別会計予算に、合わせて約三百三億八千万円が計上されている。

右報告する。

平成十四年四月二日 衆議院会議録第十九号

平成十四年三月二十九日

国土交通委員長 久保 哲司
衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十四年二月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律

(日本原子力研究所法の一部改正)

第一条 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「千葉県」に改める。

(宇宙開発事業団法の一部改正)

第二条 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「茨城県」に改める。

(水資源開発公団法の一部改正)

第三条 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「埼玉県」に改める。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

第四条 日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

(運輸施設整備事業団法の一部改正)

第五条 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

(都市基盤整備公団法の一部改正)

第六条 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

附 則

この法律は、各条の規定ごとに、それぞれ平成十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

理 由

多極分散型国土形成促進法第四條第一項の移転基本方針に基づき、平成十四年度において東京都区部から主たる事務所を移転する特殊法人について、当該事務所の所在地の変更を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、多極分散型国土形成促進法等に基づき、平成十四年度において東京都区部から主たる事務所を移転する特殊法人について、当該事務所の所在地の変更を行うため、各設立根拠法に所要の改正を行おうとするもので、その主な

内容は次のとおりである。

1 日本原子力研究所の主たる事務所の所在地を東京都から千葉県とすること。

2 宇宙開発事業団の主たる事務所の所在地を東京都から茨城県とすること。

3 水資源開発公団の主たる事務所の所在地を東京都から埼玉県とすること。

4 日本鉄道建設公団の主たる事務所の所在地を東京都から横浜市とすること。

5 運輸施設整備事業団の主たる事務所の所在地を東京都から横浜市とすること。

6 都市基盤整備公団の主たる事務所の所在地を東京都から横浜市とすること。

7 この法律は、各条の規定ごとに、それぞれ平成十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

多極分散型国土形成促進法等に基づき、平成十四年度において東京都区部から主たる事務所を移転する特殊法人について、当該事務所の所在地の変更を行おうとする本案の措置は妥当なものとして認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約九億五千九百万円である。

右報告する。

平成十四年三月二十九日

国土交通委員長 久保 哲司
衆議院議長 綿貫 民輔殿

国土交通省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書
係法律の整備に関する法律案及び同報告書

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第七号の発送は都合により後日となるため、第十九号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五八四四五 二番四号 財務省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 (配本送料別) 一〇五円